

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）交付要綱（案）

### （通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 補助金は、途上国における低炭素設備等導入事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費を補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の定額を補助することにより、低炭素技術等の導入を促進し、途上国における温室効果ガスの削減とともに、二国間クレジット制度を通じた我が国の温室効果ガス排出削減に資することを目的とする。

### （交付先）

第3条 補助金は、非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他非営利法人（補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除く。）に対して、その申請に基づいて交付する。

### （交付の対象）

第4条 補助金は、前条に規定する非営利法人が、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として環境大臣（以下「大臣」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）を交付対象とする。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

### （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### （変更申請）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による補助金変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、第5条第1項の規定による補助金交付申請書又は前条第1項の規定による補助金変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条第1項の規定による補助金交付申請書又は前条第1項の規定による補助金変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げるいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助金計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、大臣は、当該承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
  - ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の15パーセント以内の流用増減を除く。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
    - (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第7による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 八 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第8による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならぬ。なお、大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。
- 九 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他重要な財産とし、適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。当該期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助

金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境省令第0805-15002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を大臣に提出し、その承認を受けることなしに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を大臣に報告し、受理されたものについては、大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。なお、大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができ、当該納付の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその收支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

十一 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。なお、大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとし、当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 大臣は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

十三 補助事業者は、間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に間接補助金（補助事業者が大臣から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業者に交付する助成金をいう。以下同じ。）を交付するときは、前十二号に準ずる条件を附さなければならない。

十四 前号により付した条件に基づき補助事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

#### （申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

#### （実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第10による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書（第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなけれ

ばならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第3号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による概算（精算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 大臣は、第8条第4号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(間接補助金の交付規程の承認)

第14条 補助事業者は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱における規定に従い行うために、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(間接補助金の支払)

第15条 補助事業者は、間接補助金の支払を行うため、第12条第1項ただし書に規定する補助金

の支払いを受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省地球環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表

補助対象経費の区分	内 容
事業費	間接補助事業に要する経費
事務費	補助事業の事務を行うために直接又は間接に必要な役員報酬、人件費、賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、光熱水料、印刷製本費、通信運搬費、会議費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費